

ツキノワグマ緊急銃猟訓練を実施します

改正鳥獣保護管理法が令和7年9月1日に施行され、人の日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が出没した場合、一定の条件を満たせば、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができるようになりました。

市街地等へツキノワグマが出没した際に、関係者が迅速かつ円滑に捕獲等の対応ができるよう、和歌山県、日高川町の共催で標記の訓練を実施します。

1. 日 時：令和8年8月27日（木）13：30～16：00（予定）

2. 場 所：日高川交流センター （日高郡日高川町高津尾718-3）

机上訓練：ホール

実地訓練：野外ステージ

3. 参 加 者：和歌山県、日高川町、御坊警察署、日高川町内の猟友会
県内市町村、和歌山県猟友会、和歌山県警本部

4. 内 容：（1）緊急銃猟制度の説明（和歌山県）
（2）机上訓練
（3）実地訓練

5. 取材等

取材にお越しいただく際には、報道機関とわかる腕章等を装着し、受付を13:15までに行ってください。

（連絡先）

環境生活部 環境政策局 自然環境課

担当：松尾 電話：073-441-2779

日高振興局健康福祉部 衛生環境課

担当：松田 電話：0738-24-3617